

## 熊本市への職員派遣について

横浜市は、「21 大都市災害時相互応援に関する協定※」に基づき、令和7年8月10日から11日にかけて発生した記録的な大雨による被害のあった熊本市から支援要請がありましたので、熊本市へ職員を派遣します。

1 派遣先

熊本市西区役所

2 従事業務

罹災証明手続業務

3 派遣期間

令和7年 8月25日（月）～8月29日（金）

4 派遣人員

職員2名

※「21 大都市災害時相互応援に関する協定」とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市において、災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定です。

お問合せ先

総務局危機管理課長

稻川 仁 Tel 045-671-2062

総務局人事課長

河村 信之 Tel 045-671-2055